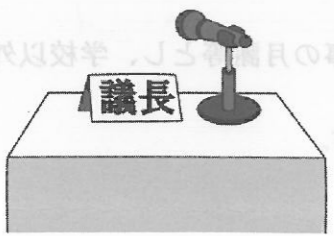


一般社団法人 大森青色申告会
定時総会のご案内

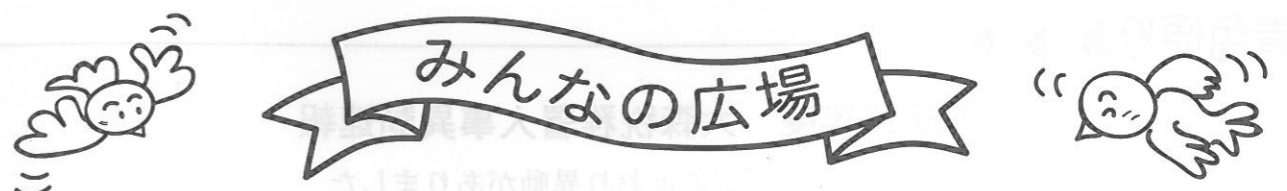
当会は平成24年7月2日付をもって一般社団法人大森青色申告会としてスタートさせていただきました。これも偏に会員の皆様のご支援ご協力の賜物と厚く御礼申し上げます。
さて、一般社団法人大森青色申告会第2回定時総会を下記の日程で開催いたしますのでご案内申し上げます。

日時 平成25年8月26日(月) 午後3時30分
会場 大田文化の森5階 多目的室 (受付3時~)
内容 第一部 議案 議事録署名人選出に関する件
平成24年度事業報告承認の件
平成24年度収支報告
監査報告承認の件
報告 平成25年度事業報告
平成25年度収支予算
第二部 懇親会 午後5時15分~ 多目的室
懇親会参加費 3,000円
(総会終了後懇親会にご出席の方のみ、当日ご持参下さい)



第2回定時総会の出席又は委任状の
提出をお願いします。

上記の通り、一般社団法人大森青色申告会第2回定時総会を平成25年8月26日(月)午後3時30分から大田文化の森5階多目的室において開催します。つきましては、7月上旬に会員皆様へ往復はがきにて総会案内をお送りいたしておりますが、まだご返信頂いていない方は早急にご返信下さい。定足数が足りない場合には総会が成立しませんので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。ご返信を頂いていない方には支部役員又は職員が電話もしくは直接お問い合わせさせていただきますので、予めご了承下さい。



★記帳相談日程のご案内★
【予約制】3771-8859

- ①新規入会者個別指導会
新しく入会された方、帳簿の記入に自信のない方は是非お越し下さい。
開催期間：平成25年8月12日(月)～16日(金)
予約時間：午前：9時・10時・11時
午後：13時・14時・15時
指導時間：概ね20分～40分位
持参するもの：確定申告書や届け出したものの控、請求書や領収書
帳簿(既に記帳している方)、他に必要と思われるもの
- ②消費税個別指導相談会
平成24年分の課税売上金額が1,000万円を超えた方、又は、既に消費税課税対象者で平成24年分の課税売上金額が1,000万円以下の方が対象です。(譲渡所得やその他の雑所得も含まれます。)どちらも税務署への届出書類の提出が必要です。
平成22, 23, 24年分の申告書控、届出書控、認印をご持参ください。
開催期間：平成25年8月12日(月)～16日(金)

夏休みのお知らせ

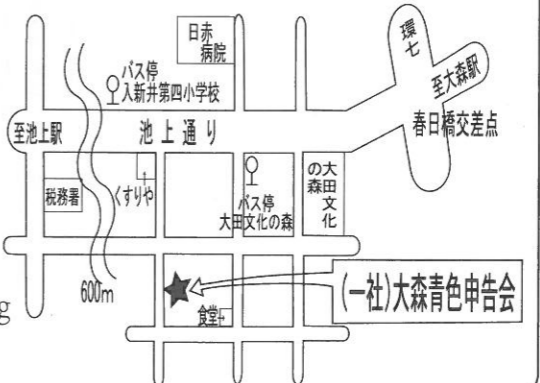
昨年8月に総会が開催される関係上、夏休みを9月17日(火)～19日(木)とさせていただきます。
会員の皆様にはご不便をおかけいたしますがご理解ご協力をお願いいたします。

監事	理事	副会長	会長
事務局	鳥越	亀山	渡辺
北川	千葉	中里	瀬山
大塚	田中	吉田	大久保
横山	平石	田中	塚本
井上	徳永	齊藤	九頭見
美代吉	義雄	裕子	潔
博	利国	靖男	光一
栄一	信夫	登志夫	昌祐
昭夫	良春	晴生	紀夫
洋昭			

暑中
お見舞い
申し上げます

一般社団法人
大森青色申告会

責任者 会長 九頭見義雄
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
URL: <http://www.oomori-aiiro.org>
Eメール: aiiro-o@nifty.com



無料法律相談日	八月八日(木)
無料保険相談日	八月二十二日(木)
予約制 時間 事務局に 申込順で 30分位 申込み	八月二十五日(木)

平成25年度 大森税務署人事異動速報

7月10日付で下記のとおり異動がありました

(敬省略)

官 職	新		旧	
	氏 名	前任地	氏 名	赴任先
署 長	吉本 覚	課1 資料調査2 課 課 長	佐々木保文	課2 酒税課 課 長
総務担当副署長	和田 和也	留 任	和田 和也	留 任
個人一統括官	清水 寿成	留 任	清水 寿成	留 任
個人一指導上席	村田 計一	横須賀署 個人1部門	斉藤 啓児	総務部 事務管理3課

▶ 大森税務署からのお知らせ

「不動産所得を有する方」に対する文書照会について

税務署では、平成25年7月から「不動産所得を有する方」を対象として「決算書（収支内訳書）の内容についてのお尋ね」や「不動産の利用状況についてのお尋ね」などの照会文書を送付することとしております。

つきましては、会員の皆様にも照会文書が送付される場合があると思っておりますので、文書が送付された場合には、回答に対するご協力をお願いいたします。

▶ 都税事務所からのお知らせ

8月は個人事業税第1期分の納期です

8月は個人事業税第1期分の納期です。個人事業税は、都内に事務所や事業所を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。都税事務所・支庁からお送りする納税通知書により、9月2日(月)までにお近くの金融機関・郵便局または都税事務所・都税支所・支庁の窓口等でお納めください。

また、省エネ促進税制に係る減免の申請も受け付けています。これは、個人事業者が特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免するものです。詳しくは、主税局ホームページをご確認ください。

税制改正【資産税関係②】

贈与税の見直し

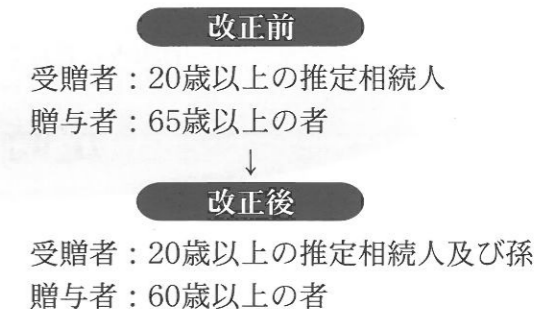
★高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促進し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点から、贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する見直しを行います。

★相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を引き下げ、受贈者に孫を加える拡充を行います。(平成27年1月1日以後の贈与について適用します)

●贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	改正前		改正後			
	税率	控除額	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円	10%	0万円	10%	0万円
300万円〃	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
400万円〃	20%	25万円	20%	25万円	20%	25万円
600万円〃	30%	65万円	30%	65万円	30%	65万円
1,000万円〃	40%	125万円	40%	125万円	40%	125万円
1,500万円〃	50%	225万円	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円〃			50%	250万円	45%	265万円
4,500万円〃	55%	400万円	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	400万円	55%	640万円

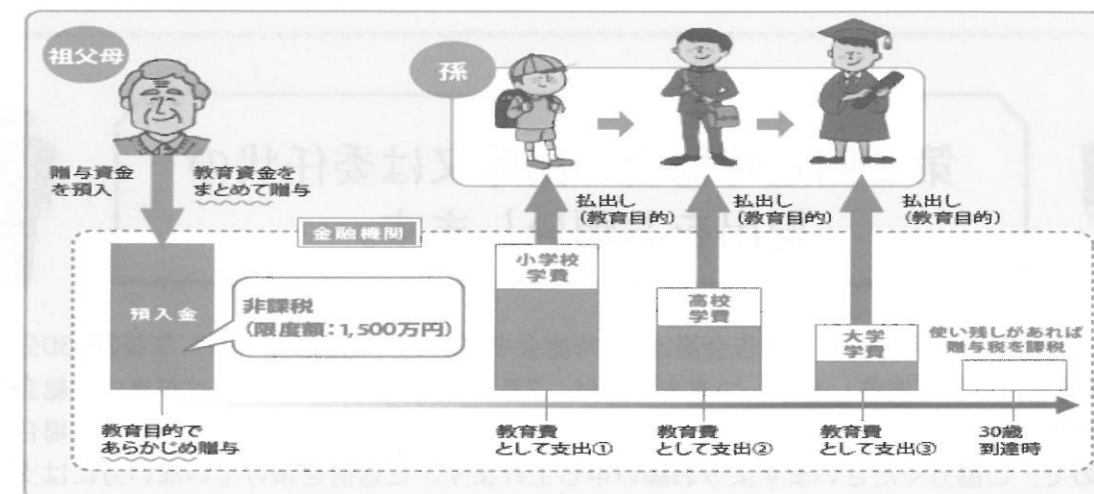
●相続時精算課税制度の対象者の見直し



教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

★高齢者が保有する資産を若年世代に移転させるとともに、教育・人材育成をサポートするため、子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに1,500万円までを非課税とする措置を創設します。

- ① 祖父母(贈与者)が、金融機関に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出した場合、この資金について、子・孫ごとに1,500万円までを非課税とします。
- ② 教育費の範囲は、学校などへの入学金や授業料、学校以外の塾や習い事の月謝等とし、学校以外の者に支払われるものについては500万円が限度となります。
- ③ 教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管します。
- ④ 子・孫が30歳に達する日に口座等は終了します。
(使い残しや教育資金以外の支払いに充てられた金銭があれば、贈与税が課税されます)
- ⑤ 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の措置です。



※詳しくは税務署までお問い合わせ下さい

マル経融資のご案内

安心して借りられる 国の融資制度です

◎小規模事業者経営改善資金
担保・保証人不要
融資限度額 一千五百万円以内
返済期間 運転資金 七年以内
設備資金 十年以内
年 利 一・六五%(七月四日現在)
支払った利息の30%を三年間大田区から補助されます。

【この融資限度額・返済期間の取扱は平成二六年三月三十一日の日本政策金融公庫受付分までです】

融資対象
* 従業員二十人以下(商業サービス業五人以下)の法人、個人事業主の方
* 商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業改善に取り組みむ方
* 所得税・法人税・事業税・住民税等、対象となる税金を完納している方

◎経営上の悩み相談
窓口専門相談をご利用ください。
・法律相談・税務相談・労務相談(予約制・無料)
* 本相談は、経営に関する相談に限定しております。
* 会員・非会員の方向問わずご利用できます。

◎ご相談・お申し込みは
東京商工会議所大田支部まで
大田区南蒲田一―二〇―二〇
大田区産業プラザ五階
電話(二七三四)一六二一